整理番号 建設-条不-25

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	建設局下水道部施設管理課(水質管理担当)(06-6615-7525)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	改善命令及び一時停止命令(特定事業場において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがある場合)
概要	瀬戸内海環境保全特別措置法ならびに水質汚濁防止法が適用される特定事業場の排水口において、排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて届出施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用、排出水の排出の一時停止を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第62条
処分基準	瀬戸内海環境保全特別措置法ならびに水質汚濁防止法が適用される特定事業場排出水を排出する者が、その 汚染状態が当該特定事業場の排水口においてその排出水に係る排水基準(大阪府生活環境の保全等に関する 条例第51条第1項の排水基準)に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるとき。 大阪府生活環境の保全等に関する条例第51条第1項の排水基準は、大阪府生活環境の保全等に関する条例施 行規則(平成6年10月26日規則第81号)第28条のとおり。 大阪府例規集(http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_menu.html)参照
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	

【建設-条不-25】処分基準中の別紙

○大阪府生活環境の保全等に関する条例(抜粋)

(排水基準)

第五十一条 特定事業場排出水に係る排水基準は、特定事業場排出水の汚染状態(水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する項目によって示される水の汚染状態以外の水の汚染状態(有害物質によるものを除く。)をいう。以下同じ。)について、規則で定める。

(改善命令等)

第六十二条 知事は、特定事業場排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において特定事業場排水基準に適合しない特定事業場排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定事業場排出水の排出の一時停止を命ずることができる。 2 第六十条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則(抜粋)

(特定事業場排水基準)

第二十八条 条例第五十一条第一項の規則で定める排水基準は、別表第十四に掲げるとおりとする。